

## 公 告

向日市まちづくり条例第45条の規定により、次のとおり公告し、当該特定開発事業に係る開発事業計画を縦覧に供します。

令和元年9月27日

向日市長 安 田 守

### 1 開発事業者

住所 滋賀県守山市梅田町15番9号

氏名 橋本不動産株式会社 代表取締役 橋本 達雄

### 2 開発事業区域の位置

向日市鶏冠井町東井戸1-1 外

### 3 開発基本計画受付番号

第 15 号

### 4 開発事業区域の面積

2217.08㎡

### 5 開発基本計画の名称

鶏冠井町東井戸 分譲宅地計画

### 6 予定建築物の用途

専用住宅（15戸）

### 7 縦覧場所

向日市寺戸町中野20番地

向日市役所 建設部 都市計画課

### 8 縦覧期間

令和元年9月27日から令和元年10月10日まで

9 特定開発事業に係る開発事業計画に対する意見書の提出について

当該、開発事業計画に対し、向日市まちづくり条例第40条で定める者は、縦覧期間中に意見書を市長に提出することができます。

なお、意見書の用紙は、縦覧場所に置いてあります。また、向日市ホームページからもダウンロードできます。

(1) 提出先

〒617-8665

向日市寺戸町中野20番地

向日市建設部 都市計画課 まちづくり指導係

(2) 提出期限

令和元年10月10日（木）午後5時までに必着

添付資料 開発事業区域の位置図

